

高千穂町告示第60号

令和5年第3回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年7月13日

高千穂町長 甲斐 宗之

1 期 日 令和5年8月29日

2 場 所 高千穂町役場議場

○開会日に応招した議員

藤田 利廣議員

田中 義了議員

佐藤さつき議員

板倉 哲男議員

磯貝 助夫議員

本願 和茂議員

中島 早苗議員

馬原 英治議員

坂本 弘明議員

工藤 博志議員

富高健一郎議員

富高 友子議員

佐藤 定信議員

令和5年 第3回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和5年8月29日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和5年8月29日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第3号 令和4年度高千穂町財政健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第4号 令和4年度公営企業等に係る資金不足比率の報告について
- 日程第7 議案第43号 令和4年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第44号 令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第45号 令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第46号 令和4年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第47号 令和4年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第48号 令和4年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第49号 令和4年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第50号 令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第15 議案第51号 令和4年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 議案第52号 高千穂町長期継続契約に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第53号 高千穂町上水道給水条例の一部改正について
- 日程第18 議案第54号 令和5年度高千穂町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第55号 令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第56号 令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第57号 令和5年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第58号 令和5年度高千穂町介護保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第23 議案第59号 令和5年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第24 議案第60号 令和5年度高千穂町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第25 議案第61号 令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
日程第26 議案第62号 辺地総合整備計画の一部変更について
日程第27 議案第63号 西臼杵郡公平委員会委員の選任同意について
日程第28 議案第64号 高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 報告第3号 令和4年度高千穂町財政健全化判断比率の報告について
日程第6 報告第4号 令和4年度公営企業等に係る資金不足比率の報告について
日程第7 議案第43号 令和4年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第8 議案第44号 令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9 議案第45号 令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10 議案第46号 令和4年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11 議案第47号 令和4年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12 議案第48号 令和4年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13 議案第49号 令和4年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14 議案第50号 令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第15 議案第51号 令和4年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第16 議案第52号 高千穂町長期継続契約に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第53号 高千穂町上水道給水条例の一部改正について
日程第18 議案第54号 令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第3号）
日程第19 議案第55号 令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第20 議案第56号 令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第21 議案第57号 令和5年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
 日程第22 議案第58号 令和5年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第23 議案第59号 令和5年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 日程第24 議案第60号 令和5年度高千穂町下水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第25 議案第61号 令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
 日程第26 議案第62号 辺地総合整備計画の一部変更について
 日程第27 議案第63号 西臼杵郡公平委員会委員の選任同意について
 日程第28 議案第64号 高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 藤田 利廣議員 | 2番 田中 義了議員 |
| 3番 佐藤さつき議員 | 5番 板倉 哲男議員 |
| 6番 磯貝 助夫議員 | 7番 本願 和茂議員 |
| 9番 馬原 英治議員 | 10番 坂本 弘明議員 |
| 11番 工藤 博志議員 | 12番 富高健一郎議員 |
| 13番 富高 友子議員 | 14番 佐藤 定信議員 |

欠席議員（1名）

- 8番 中島 早苗議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|----------|---------|
| 局長 須藤 浩文 | 書記 興梠 貴 |
|----------|---------|

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 町長 …………… 甲斐 宗之 | 副町長 …………… 藤本 昭人 |
| 教育長 …………… 戸敷 二郎 | 総務課長 …………… 有藤 寿満 |
| 財政課長 …………… 興梠 貴俊 | 総合政策課長 …………… 戸高 雄司 |
| 税務課長 …………… 谷川 保孝 | 町民生活課長 …………… 甲斐 利一 |
| 企画観光課長 …………… 安在 浩 | 福祉保険課長 …………… 霜見 勉 |
| 農林振興課長兼農業委員会事務局長 …………… | 佐藤 峰史 |
| 農地整備課長 …………… 江藤 武憲 | 建設課長 …………… 甲斐 徹 |
| 会計管理者 …………… 伊藤 徳子 | 病院事務長 …………… 綾 浩樹 |

保健福祉総合センター所長 …………… 興梠 晶彦
上下水道課長 …………… 湯川 哲
教育委員会次長兼教育総務課長 …………… 林 謙一
監査委員 …………… 中尾 清美

午前10時00分開議

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 皆様おはようございます。

開会前にお知らせします。中島早苗議員は欠席されています。

御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（坂本 弘明議員） ただいまから令和5年第3回高千穂町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号13番、富高友子議員、議席番号14番、佐藤定信議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第2、会期の決定について議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月15日までの18日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から9月15日までの18日間と決定いたしました。

なお、今会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期予定表のとおり行うこととします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査、検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条の規定に基づく定期監査及び地方自治法第235条の規定に基づく例月現金出納検査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告といたします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

議会運営委員長から委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。

会議規則第129条第1項の規定に基づき、皆様のお手元に配付いたしましたとおり議長において議員を派遣しましたので報告します。

続いて、請願陳情の処理報告を行います。

本日まで受理しました1件につきましては、陳情文書表のとおり処理することとしましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第4、行政報告を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。本日、令和5年第3回高千穂町議会定例会に議員の皆様には何かとお忙しい中に御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本議会では、特に令和4年度決算の審査を頂くこととしており、議案も多岐にわたりますことから御負担をおかけすることかと存じますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、まず冒頭、先週の私自身の新型コロナウイルス感染について経過を御報告させていただきます。

8月20日、サルタフェスタ当日の夜に帰宅後、倦怠感を覚え検温をいたしましたところ発熱が分かり、翌日午前自宅にて抗原検査を行った結果陽性であったことから、21日月曜日から25日金曜日までの平日は役場への出勤は控えさせていただき、自宅にて療養をいたしました。念のため26日土曜日までの外出は控えさせていただきました。

幸い発熱は二日足らずで平熱に戻りましたが、数日間、味覚や嗅覚に異常を覚えたところがございます。

町長として様々な会合出席や出張、来客対応などがございましたが、副町長をはじめ課長の代理対応としたほか、必要な打合せ、協議につきましては、電話やメール等で対応させていただき

ました。

これまで就任以来、長期でお休みを頂いたことはございませんでしたが、感染拡大予防のため、やむを得ず自宅療養をさせていただいたところでございます。

また、発熱当日は、屋外ではありましたが多くの皆様が集うサルタフェスタの会場におりましたことから、新聞各社に対し感染の報告を行わせていただきました。

本日現在、体調は、若干鼻声である以外はほぼ万全でございますので、町長として公務を全うしてまいります。御心配をおかけいたしましたこととおわび申し上げます。

その新型コロナでございますが、宮崎県のまとめによりますと、5月の第5類以降後は7月24日から30日の1週間でピークに新規感染者が増加し、その後減少傾向をたどり、現在ほぼ横ばいの状況でございます。地域ごとには、延岡西臼杵地域と東臼杵地域で新規感染者が多い状況にあります。

後ほど秋冬のワクチン接種について御説明いたしますが、町といたしまして、ワクチン接種の推進をはじめ、引き続き感染動向を見極めながら、状況に応じて必要な感染予防の啓発に取り組んでまいります。

さて、6月議会定例会後、7月の上旬には梅雨前線豪雨が、お盆前には台風6号による豪雨が本町に大きな影響をもたらしました。被災の状況については後ほど詳しく御報告をいたしますが、被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

現在、日本の周辺では台風9号、10号、11号というトリプル台風が発生しており、特に11号の進路に警戒する必要があると存じます。今後も実りの時期を前に台風の襲来が懸念されますが、町として、住民の皆様の命を守るため、適切な情報発信、また、対応に努めてまいりたいと存じます。

それでは、当面する町政の状況について御報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。国より、ワクチン接種の特例臨時接種の期間を令和6年3月末まで延長し、5歳以上の全ての方を対象に令和5年の秋冬に1回接種し、さらに、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者と基礎疾患のある方、医療及び介護従事者等を対象に、5月から8月までの春夏接種を追加で実施するよう方針が示されましたので、保健センターでの集団接種と、対象者のかかりつけ医である町内の医療機関と調整を図り実施してまいりました。

春夏接種の実施状況につきましては、8月末で対象者約5,100人のうち2,814人、55%の方が接種され、そのうち、高齢者は2,418人、85%でありました。内訳としましては、保健センターでの集団接種が1,826人、65%、個別のかかりつけ医療機関での接種が988人、35%となっております。

現在、9月から12月にかけて実施を予定しております秋冬接種の準備も進めておりますが、今の段階ではワクチンの配分状況が未確定でありますので、今後、明確に示されましたら、早急に関係者との日程調整を行い、できる限り早く接種が始められますよう努めてまいります。

次に、プレミアム商品券についてであります。新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、売上の落ち込む町内小規模事業者の支援及び地域経済の活性化を目的に、高千穂町商工会からプレミアム率30%の商品券が販売されました。

内容としましては、商品券1セット1万3,000円分を1万円で、1世帯6セットまでとし、7月4日から9日までのうちの5日間、町内5か所で販売し、1万セット全てが完売いたしました。利用期間は令和5年12月31日までとなっております。

また、昨年に引き続き、町民の皆様と町内商工業者の支援を目的に、支え合おう高千穂！全力応援商品券を、お一人当たり5,000円分を、全町民の皆様へ10月2日から郵送で配布いたします。こちらも利用期間は12月31日までとなっております。

今後も、物価高騰などに対する町民の皆様への御支援や町内消費を喚起する取組を積極的に行ってまいります。

また、子牛価格の低迷に関することにつきましても、引き続き県をはじめとする関係機関と連携を密にし、国へ最新の現状を訴えながら各種要望を強く行ってまいりますので、議員の皆様のお助言、御協力を賜りたいと存じます。

次に、神都高千穂観光大使の委嘱についてであります。

神都高千穂観光大使は、本町に愛着を持ち、観光事業の推進に協力的である方へお願いしておりますが、7月29日の荒立神社夏季大祭神事の後に、モデルでタレントのアンミカさんに委嘱させていただきました。

アンミカさんは、テレビ番組などで町内の神社を紹介されており、御結婚も荒立神社のお参りがきっかけとのことで、本町との御縁が深く、今回の委嘱の運びとなりました。早速、御本人のInstagramに観光大使委嘱の様子をアップされるなど、情報発信に御尽力を頂いております。

アンミカさんは7人目の神都高千穂観光大使となりましたが、今後も観光大使の皆様とともに、本町の情報発信や観光振興等に努めてまいります。

次に、イベント関係について御報告いたします。

8月2日、3日に開催されましたレッドブルクリフダイビング世界大会につきましては、台風6号の影響も心配されましたが無事終了することができました。開催場所の高千穂峡につきましては、大会関係者はもとより、出場者や観戦者からも「アメージング」、「スピリチュアル」、「景観が素晴らしい」と絶賛していただき、世界に誇れる景勝地であると再認識したところであ

ります。

大会の様子は、レッドブルTVで世界171か国に、国内でも多くのニュースや番組で放送されるなど、国内外へ高千穂町をPRすることができました。これからの国内観光客やインバウンドの増加を期待しているところであります。

次に、8月20日のサルタフェスタにつきましては、新型コロナの感染対策を取りながら4年振りの開催となりましたが、天候にも恵まれ、多くの皆様に御来場いただき、盛況のうちに終了することができました。来場者数は約1万2,000人で、バザー出店、ステージイベント、花火などで楽しんでいただきましたが、多くの町民の皆様がお集まりになり、思い思いに楽しんでいる姿を拝見し大変うれしく思いました。

次に、今後の予定であります、9月の30日に第40回正調刈干切唄全国大会、11月11日に第31回町民のつどい、11月24日から26日の3日間、たかちほハートフル作品展、年明け2月11日に第39回神話の高千穂建国まつりを計画しており、4年ぶりにパレードも開催したいと考えております。

次に、西臼杵3公立病院の統合再編についてであります、今年4月から、高千穂町国保病院の病床を、病気の発症や、けがに対する治療を中心として行う一般病床に集約させ、日之影町国保病院の病床を、長期の療養が必要な患者が入院する療養病床に転換する機能再編を先行して行ったところであります。

現在は、高千穂一日之影間の転院調整等の運用を進めながら、五ヶ瀬町国保病院の介護療養病床から介護医療院への転換に向けた準備に取り組んでおります。

また、本町に設置しておりました西臼杵地域公立病院統合再編準備室を西臼杵広域行政事務組合へ移管し、3病院合同での職員採用試験を実施するなど、来年4月からの病院事業の西臼杵広域行政事務組合への移管に向けた経営統合の準備を、3町3病院と協議しながら慎重かつ確実に進めているところであります。

次に、九州中央自動車道の動向について御報告いたしますが、現在、押方地区におきまして（仮称）童里トンネルの工事が発注され、準備工事が進められております。9月13日の安全祈願祭後、いよいよ本格的なトンネル掘削に入ることになるようです。

熊本県側の山都中島西インターから山都通潤橋インターチェンジ間の延長10.4キロが令和5年度中に開通予定となっておりますが、7月3日の梅雨前線豪雨により並行して走る国道445号の橋梁が被災し、現在、1.2キロメートルほど迂回を余儀なくされ大変不便な状況となっております。

この区間の開通までもう少しであったことから、九州中央自動車道の全線開通が急務であることを改めて実感したところであります。

6月の議会定例会で設立の御報告をいたしました九州中央自動車道西臼杵建設促進期成会の主催で、8月10日に、3町からそれぞれ町長、議長、関係団体の代表及び宮崎県県土整備部と九州地方整備局の人事異動に伴う御挨拶と、期成会設立の御報告、また、予算確保等の要望を行う予定でしたが、台風6号の影響により延期となりました。

今後も引き続き、期成会を中心に沿線自治体や関係機関の皆様と連携しながら、九州中央自動車道が一日も早く完成するよう要望活動を行ってまいります。

次に、令和5年7月2日から3日にかけての梅雨前線豪雨による災害発生状況についてであります。2日の21時頃から降り始めた雨は、3日明け方6時に63ミリの最大時間雨量を観測しております。被災状況につきましては、住宅への崩土や宅地崩壊など16か所の被害報告があり、安全確保などを含め個別に対応しております。

建設課所管では、道路への崩土や路肩決壊が75か所、河川の護岸決壊が7か所、計82か所の被害報告があり、道路3か所、河川2か所、約1,400万円分を公共土木施設災害復旧事業に申請することとしております。

なお、災害査定につきましては9月25日から受検することになっております。

農地整備課所管では、農地が111か所、農業用施設が36か所、約2億円の被害報告があり、現在、災害復旧事業に申請するか、自力復旧を行うかの個別協議を行っておりますが、おおよそ農地が11か所、農業用施設が8か所、約5,200万円を災害復旧事業で、50か所、約1,000万円を自力復旧で対応することとしております。

なお、災害査定につきましては9月下旬から受検予定であります。

農林振興課所管の農作物につきましては、水田への土砂流入や崩壊により、水稻について33アール、約50万円分の被害があり、農業用倉庫等につきましても一部損壊の被害が報告されております。

林道施設災害につきましては、林道2路線で3か所の舗装路面に被害が発生し、約900万円の災害復旧事業を10月上旬からの災害査定に申請予定であります。

次に、8月8日から10日にかけての台風6号による災害発生状況についてであります。5日頃から降り始めた雨は、10日の午前零時を挟んだ2時間に100ミリ、降り始めからは616ミリの雨量を観測しております。被災状況につきましては、住宅への崩土や宅地崩壊など22か所の被害報告があり、安全確保などを含め個別に対応しております。

建設課所管では、道路への崩土や路肩決壊が76か所、河川の護岸決壊が4か所、計80か所の被害報告があり、道路18か所、河川1か所、約1億1,500万円を公共土木施設災害復旧事業に申請することとしております。

農地整備課所管では、農地が103か所、農業用施設が36か所、約1億6,000万円の被害

害報告があり、現在、災害復旧事業に申請するか、自力復旧を行うかの個別協議を行っております。

農林振興課所管の農作物につきましては、水稻の被害面積が2.1ヘクタール、キュウリを中心とした野菜が0.9ヘクタール、飼料用稲を中心とした飼料作物が16.5ヘクタール、農業用施設のうち、ビニールハウスが7棟、畜舎が1棟被災しており、農業関係被害額につきましては、現在、詳細を調査中であります。

林道施設災害につきましては、林道18路線で28か所の被害報告があり、4か所、1,700万円を災害復旧事業に申請することとしております。

それぞれ、10月以降から災害査定が実施されますが、住民の皆様や関係機関との協議を重ねながら、職員一丸となって早期復旧に努めてまいります。

最後に、JA高千穂地区本所の上にあります高千穂町中央児童遊園（通称）城山公園の整備が完了しましたので御報告いたします。

令和2年度に、関係する公民館や幼保園などから14名の整備検討委員会委員の皆様には、公園の整備内容等について検討を行っていただき、令和3年度より整備を進めてまいりましたが、本年7月末に完了いたしました。

今回の整備におきましては、委員の皆様からの御意見を参考にしながら、公園全体が見渡せるよう支障木の伐採や記念碑等の移設、撤去、遊具の配置換えや新設、防犯灯、駐車場、水飲み場などを整備いたしました。早速、私も現地に行ってみましたが、雰囲気も明るく、幼児から高齢者までが安心して利用していただけるものと思います。

東屋や展望所からは、焼山寺山、くしふるの峰、烏帽子岳、二上山など、三田井市街地のほとんどを見渡すことができることから、癒やしの場として、朝夕の散歩コースとして最適な場所だと感じました。朝日や夕日もきれいだと思います。今後、広報紙等により広くPRしてまいります。議員の皆様にもぜひ足をお運びいただければと存じます。

以上、行政報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の行政報告が終わりました。

日程第5. 報告第3号

日程第6. 報告第4号

日程第7. 議案第43号

日程第8. 議案第44号

日程第9. 議案第45号

日程第10. 議案第46号

日程第 1 1. 議案第 4 7 号

日程第 1 2. 議案第 4 8 号

日程第 1 3. 議案第 4 9 号

日程第 1 4. 議案第 5 0 号

日程第 1 5. 議案第 5 1 号

日程第 1 6. 議案第 5 2 号

日程第 1 7. 議案第 5 3 号

日程第 1 8. 議案第 5 4 号

日程第 1 9. 議案第 5 5 号

日程第 2 0. 議案第 5 6 号

日程第 2 1. 議案第 5 7 号

日程第 2 2. 議案第 5 8 号

日程第 2 3. 議案第 5 9 号

日程第 2 4. 議案第 6 0 号

日程第 2 5. 議案第 6 1 号

日程第 2 6. 議案第 6 2 号

日程第 2 7. 議案第 6 3 号

日程第 2 8. 議案第 6 4 号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第 5、報告第 3 号から日程第 2 8、議案第 6 4 号までの報告 2 件、町長提出議案 2 2 件、合計 2 4 件を一括議題として提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由を御説明いたします。

本日提案いたします議案は、報告 2 件、決算認定 9 件、条例案件 2 件、補正予算 8 件、人事案件 2 件、その他 1 件の合計 2 4 件であります。

初めに、報告第 3 号令和 4 年度高千穂町財政健全化判断比率の報告についてであります。財政健全化法の定めにより、令和 4 年度決算に基づく 4 項目の健全化判断比率につきまして、監査委員の審査意見を付して報告するものであります。

次に、報告第 4 号令和 4 年度公営企業等に係る資金不足比率の報告についてであります。報告第 3 号と同様、公営企業の資金不足比率につきまして、監査委員の審査意見を付して報告するものであります。

次に、議案第 4 3 号から第 5 1 号までの 9 件の令和 4 年度決算認定議案につきまして一括して御説明をいたします。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定をお願いするものでありますが、後ほど、一般会計及び特別会計につきましては会計管理者が、企業会計につきましては関係課長が詳細について御説明をいたしますので、私からは決算額と執行の要点等についてのみ説明させていただきます。

初めに、議案第43号令和4年度高千穂町一般会計歳入歳出決算であります。歳入総額98億2,128万6,939円、歳出総額94億426万5,861円、収支差引き4億1,702万1,078円が剰余額となりました。このうち2億円を財政調整基金へ積み立てし、繰越事業充当財源1億5,569万8,989円及び残りの6,132万2,089円を次年度へ繰り越すものであります。

令和4年度の当初予算は、財政見通しが厳しい状況でありましたが、高千穂町総合長期計画の達成を念頭に置き、限られた財源を有効に活用しつつ、現在本町の抱える諸課題や情勢をよく認識し、知恵と工夫による事業の見直し、改善を盛り込み、行財政改革の着実な前進を考慮した予算編成を行ったものであります。

しかし、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響に追い打ちをかけるように、台風14号の大きな災害に見舞われ、災害復旧に追われる中、農林業、商工観光業の振興、保健福祉事業、教育環境整備など多岐にわたり取り組んだところでもあります。

このような状況で、本町の令和4年度の決算は黒字決算となりましたが、これもひとえに、議員各位をはじめ町民の皆様への町政に対する御支援の賜であると深く感謝を申し上げます。

人口減少、社会保障費の増加、公共インフラの老朽化、産業振興と雇用の場の確保、地域医療の充実など多くの課題がありますが、高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び高千穂町人口ビジョンを基に、事務事業の効率化や合理化など徹底した行財政改革の取組や、町民と行政の協働による持続可能な地域づくりの推進により、子供から高齢者までが安心していきいきと暮らしていける活気あるまちづくりを進めてまいりたいと存じますので、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、議案第44号令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計の決算であります。歳入総額17億6,523万3,773円、歳出総額17億3,371万6,502円、収支差引き3,151万7,271円となり、全額次年度へ繰り越すものであります。

平成30年度から県も保険者となり、市町村と一体となって財政運営や事業運営に取り組んでいることから、財政基盤も安定しておりますが、国保加入者の減少や医療の高度化に伴い1人当たりの医療費は増加傾向にあり、国保運営の悪化が懸念されているところであります。

なお、令和5年3月末における国民健康保険への加入状況は、世帯数1,877世帯、被保険者数2,948人となっております。

次に、議案第45号令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計の決算であります。歳入総額8,484万7,004円、歳出総額7,457万2,797円、収支差引き1,027万4,207円となりました。このうち682万9,891円を基金積立てとし、残り344万4,316円を次年度へ繰り越すものであります。

本町の簡易水道は、直営の15組合を除く11組合において、施設の維持管理及び運営を行っていただいております。今後も安全で安定した給水がなされるよう、組合と連携し管理運営に努めてまいります。

なお、令和4年度の給水人口は4,291人で、年間有収水量は48万5,830立方メートルとなっております。

次に、議案第46号令和4年度高千穂町下水道事業特別会計の決算であります。歳入総額2億8,521万4,104円、歳出総額1億8,730万1,149円、収支差引き9,791万2,955円となりました。下水道事業につきましては、令和5年度より地方公営企業法が適用されたことに伴い、この剰余額は下水道事業会計へ引き継ぐものであります。

供用開始から21年以上が経過し、今後は老朽化等に伴う維持費用の増加が見込まれますので、安定した事業運営を継続するため、社会資本整備総合交付金を活用した計画的な維持管理、費用の平準化に努めてまいります。

なお、令和5年3月末における下水道接続人口は3,357人で接続率90.5%となっております。

次に、議案第47号令和4年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計の決算であります。歳入総額1,344万2,911円、歳出総額1,277万6,108円、収支差引き66万6,803円となり、全額次年度へ繰り越すものであります。

現在、保健センターにおきまして月に3回、10名の審査委員の皆様にご介護認定の審査をお願いしておりますが、その経費が主なものであります。

次に、議案第48号令和4年度高千穂町介護保険特別会計の決算であります。

まず、保険事業勘定の決算ですが、歳入総額15億6,240万6,530円、歳出総額14億9,172万8,343円、収支差引き7,067万8,187円となりました。このうち2,500万円を基金積立てとし、残り4,567万8,187円を次年度へ繰り越すものであります。

次に、介護サービス事業勘定の決算ですが、歳入総額1,346万1,748円、歳出総額1,289万3,438円、収支差引き56万8,310円となり、全額次年度へ繰り越すものであります。

本町の65歳以上の高齢化率は約44%であり、今後も上昇するものと考えられます。そのた

め、介護給付費の抑制策として、保健事業と介護予防事業の一体的な実施に取り組むとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムを推進することとしております。

次に、議案第49号令和4年度高千穂町後期高齢者医療特別会計の決算であります。歳入総額1億8,806万3,442円、歳出総額1億8,558万9,417円、収支差引き247万4,025円となり、全額次年度へ繰り越すものであります。

年々高齢者の医療費が増加する中で、安定的な高齢者医療を確保するため、平成20年度から開始された後期高齢者医療制度ですが、15年が経過し、制度見直しを行いながら定着しつつあるところです。本制度は、都道府県単位の広域化した医療制度であり、県広域連合と市町村が連携して事業を行っております。

なお、令和5年3月末の被保険者数は2,618人となっております。

次に、議案第50号令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算についてであります。収益的収支の消費税込み総事業収益は24億710万7,369円で、前年度と比較しますと1億5,555万1,723円の増額となりました。

また、総事業費用は23億8,233万2,882円で、前年度と比較しますと8,222万8,480円の増額となり、当年度純利益が9,245万2,348円となりました。

資本的収支は、消費税込みの総収入額が1億4,187万4,000円、総支出額が2億3,896万9,175円となり、収入額が支出額に不足する額9,709万5,175円は、当年度消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金により補填するものであります。

次に、剰余金の処分についてであります。前年度末繰越利益剰余金6億9,421万3,274円に当年度純利益9,245万2,348円を足した7億8,666万5,622円が当年度繰越利益剰余金となり、減債積立金、建設改良積立金への積立て、組入資本金への組入れは行わず、7億8,666万5,622円をそのまま次年度への繰越利益剰余金とする剰余金処分計算書(案)を御提案いたします。

次に、議案第51号令和4年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算についてであります。収益的収支は、消費税込み総事業収益が1億3,840万9,774円、総事業費用が1億3,066万8,399円、収支差引きが774万1,375円となりました。

資本的収支は、消費税込み総収入額が198万1,000円、総支出額が2,410万5,409円となり、収入額が支出額に不足する額2,212万4,409円は、当年度消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金により補填するものであります。

次に、剰余金の処分についてであります。当年度未処分利益剰余金は1億3,925万2,848円となっており、減債積立金へ33万4,000円、建設改良積立金へ635万

2,000円、合せて668万6,000円を積立処分し、処分後の残高1億3,256万6,848円を次年度への繰越利益剰余金とする剰余金処分計算書(案)を御提案いたします。

令和3年度に策定しました上水道事業ビジョン及び令和4年度から策定に着手しております上水道事業料金適正化計画を基に、適正な料金による経営の健全化と併せて施設の計画的な更新に努めてまいります。

次に、議案第52号高千穂町長期継続契約に関する条例の一部改正についてであります。現在、事務機器や自動車などの物品を借り入れる契約等で、複数年度に渡り契約を締結する場合の契約期間を5年以内と定めておりますが、物品の耐久性や性能が向上していることなどから、事業者からの提案が5年を超えることが多くなっております。

今回の改正では、契約期間を7年以内とし、物品等の耐用年数や事業者からの推奨期間等により、最適な契約期間の設定が可能となるよう改正するものであります。

次に、議案第53号高千穂町上水道給水条例の一部改正についてであります。今回の改正は、人口減少による料金収入の減少や、施設の老朽化等の課題に対応するため、上水道事業ビジョン及び料金適正化計画を基に、適正な料金による経営の健全化と、施設の計画的な更新や耐震化を図るためのものであります。

改正内容としましては、上水道料金を平均で29.43%増額するものであります。物価高騰が続く中、対象となる住民の皆様には大変心苦しい状況ではありますが、将来にわたって安心安全な水の供給を安定的に継続していくためのものでありますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第54号から第61号までの補正予算議案8件につきまして御説明いたします。

初めに、議案第54号令和5年度高千穂町一般会計補正予算(第3号)についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,215万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を107億3,020万6,000円とするものであります。今回の補正は、国県補助金の決定によるものが主であります。

主な事業は、企画費で結婚新生活支援事業、民生費で地域介護・福祉空間整備事業、子ども子育て支援計画調査事業、衛生費で、不妊治療助成・妊活応援事業、災害廃棄物処理委託料、農林水産業費で、新規就農総合支援事業、農地農業用施設災害自力復旧事業、商工費で、観光用駐車場整備事業、高千穂・阿蘇・別府周遊アンバサダー事業、天岩戸の湯施設管理事業。

土木費では、町道維持事業、社会資本総合交付金事業、都市再生整備計画事業、九州中央自動車道関連事業、住宅維持管理事業、消防費で消防施設改修事業、教育費で、高千穂小学校通学路階段測量設計、AED屋外移設、社会体育施設改修事業、給食用特別栽培米試験導入事業、災害復旧費は7月2日から3日にかけての梅雨前線豪雨災害に伴います農地・農業用施設・林道等災

害復旧事業費となっております。

歳入では、国県支出金、繰越金、財政調整基金、地方創生基金繰入金、地方債等を計上しております。

議案第55号から第61号までの各特別会計並びに各企業会計の補正予算につきましては、繰越金等による財源調整及び経費の増額等の補正が主なものであります。

次に、議案第62号辺地総合整備計画の一部変更についてであります。今回の変更は、上岩戸辺地に係る総合整備計画の公共的施設の整備を必要とする事業として、水路を追加するものであります。

農村地域防災減災事業、今藤地区の水路、延長894.8メートル及び西の内地区の水路、延長689.1メートル、総事業費1億5,640万円で、令和6年度事業完了の予定であります。

本件につきましては、令和5年7月28日に宮崎県との協議が終了しておりますので、法の定めに基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意についてであります。委員3名のうち、五ヶ瀬町の甲斐治夫氏が令和5年11月16日をもって任期満了になられます。後任に、同じく五ヶ瀬町の石井勇氏に御就任頂きたいと存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和5年11月17日から令和9年11月16日までの4年間であり、経歴等につきましては記載のとおりであります。

次に、議案第64号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてであります。委員3名のうち、佐藤郁夫氏が令和5年11月30日をもって任期満了になられます。佐藤氏には引き続き御尽力を頂きたいと存じますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和5年12月1日から令和8年11月30日までの3年間であり、経歴等につきましては記載のとおりであります。

人事案件につきまして、御賛同頂きますようお願いを申し上げます。

以上、提案理由の説明であります。詳細につきましては、人事案件を除き、それぞれ担当課長に説明させますので、御審議を頂きますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の説明が終わりました。

ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時52分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから関係課長の説明を求めます。

初めに、決算議案の説明を求めます。議案第43号から第49号について、会計管理者。

○会計管理者（伊藤 徳子会計管理者） それでは、議案第43号から49号までの一般会計及び特別会計決算認定議案7件につきまして御説明申し上げます。

まず、下水道事業会計は、地方公営企業法全部適用に伴い、地方自治法第233条の規定に基づき、令和5年3月末日に会計を閉鎖、決算の調整を行い、6月16日に町長に決算書を提出いたしました。

そのほかの各会計につきましては、令和5年5月末日に会計を閉鎖、決算の調整を行い、7月3日に町長に決算書を提出いたしました。

また、監査委員による決算審査は、令和5年7月12日から24日までの間で7日間実施されたところでございますが、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定に基づき、監査委員の審査意見書、主要施策の成果に関する調書を添えまして議会の認定をお願いするものでございます。

なお、総括表につきましては町長から説明がありましたので省かせていただきます。

最初に、議案集3、一般会計歳入歳出決算書をお開きください。

議案第43号令和4年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

それでは、6ページ、7ページの歳入決算額の収入済額から御説明申し上げます。

まず、款1の町税でございますが、10億7,598万1,684円の収入済額となり、調定額に対しまして94.7%の収納率となりました。

収入未済額は4,611万8,023円で、前年度と比較しまして1,227万9,368円、これは率にして21.0%の減となったものであります。中でも、固定資産税が92.5%を占めており、収納率の向上が最大の課題となっております。

また、不納欠損額1,374万6,194円は、法の規定に基づく欠損処理でございます。

なお、重要な自主財源であります町税の歳入全体に占める割合は11.0%となっております。

次に、款2地方譲与税1億3,046万5,000円、款3利子割交付金20万7,000円、款4配当割交付金271万7,000円、款5株式等譲渡所得割交付金220万円、款6法人事業税交付金1,798万9,000円、款7地方消費税交付金2億9,843万7,000円。

次のページをお開きください。

款8環境性能割交付金461万3,000円、款9地方特例交付金311万9,000円につきましては、いずれも国・県からの交付金でございます。

款10 地方交付税は41億7,676万8,000円となりました。内訳は、普通交付税が35億6,095万1,000円で前年度比9,697万3,000円、率で2.7%の減、特別交付税が6億1,581万7,000円で前年度比1億9,750万1,000円、率で47.2%の増、合わせまして1億52万8,000円、2.5%の増となったものです。

なお、歳入全体に占める割合は42.5%となっています。

次に、款11 交通安全対策特別交付金は94万7,000円です。

款12 分担金及び負担金は1億230万909円ですが、農業費分担金、老人福祉費負担金及び児童保護費負担金、西臼杵3公立病院統合再編準備室運営事業費負担金、これらが主なものです。

なお、収入未済額49万2,443円は、光ケーブル接続負担金、住宅維持管理事業負担金でございませう。

次に、款13 使用料及び手数料は1億2,348万720円で、ふれあいバス、駐車場、入湯料、住宅使用料が主なものであります。

なお、収入未済額77万7,220円は、駐車場使用料、光ケーブル、保育所等使用料、住宅使用料となっています。

次に、款14 国庫支出金13億6,397万8,540円。次のページをお開きください。

款15 県支出金10億2,011万4,689円につきましては、それぞれ事業執行に伴います負担金、補助金などで、保育給付費、児童手当、障害福祉費、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、低所得者保険料軽減負担金、公共土木施設災害復旧事業などの負担金並びに児童福祉費、社会保障税番号制度システム整備事業、価格高騰緊急支援給付金事業、中山間地域直接支払制度事業、畜産競争力強化整備事業、道路メンテナンス事業、商工費などの補助金、また、交付金としては、道路事業費交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、保育士等処遇改善臨時特例交付金などが主なものです。

なお、令和3年度の繰越事業でありました非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金、社会保障税番号制度システム整備費補助金、道路事業費交付金なども収入済みとなっています。

次に、款16 財産収入9,376万9,349円ですが、町有財産貸付け、光ケーブル回線貸付け、そして、農林水産物食材供給施設売上収入などとなっています。

なお、収入未済額24万2,600円は、家屋貸付収入が主なもので、不納欠損額は6万9,600円となっています。

続いて、款17 寄附金3億3,307万493円は、ふるさと応援寄附金が主なものです、企業版ふるさと納税寄附金もあり、前年度比1億7,955万8,493円、率にして117.0%の増となっています。

次に、款18繰入金4億5,426万2,135円ですが、財政調整基金及びふるさと応援基金、新型コロナウイルス感染症対策基金などからの繰入金が主なものとなっています。

款19繰越金1億3,009万4,216円は、繰越事業費充当財源を含む前年度繰越金です。

12ページをお開きください。

款20諸収入9,508万8,204円ですが、育英資金貸付金収入、農林水産業費及び衛生費の受託事業収入が主なものとなっています。

なお、収入未済額230万4,000円は育営資金償還金です。

最後に、款21町債の3億9,168万4,000円ですが、道路及び都市再生整備事業、非常勤医師の賃金、臨時財政対策債、また、令和3年度の繰越事業でありました公共施設適正管理推進事業、過疎対策事業債などが主なものとなっています。

以上、3年度からの繰越分の収入額3億7,011万992円を含めました歳入総額は98億2,128万6,939円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は99.4%でございます。

続きまして、14ページの歳出決算額です。支出済額で御説明いたします。

まず、款1議会費は9,564万3,807円となっています。

次に、款2総務費14億5,225万2,528円ですが、ふるさと納税業務委託、光ケーブル保守委託事業、ふれあいバス運行費、戸籍システム整備事業、財政調整基金、公共施設等整備基金、ふるさと応援基金などの積立金及び繰越事業の町有施設解体工事などが主なものとなっています。

次に、款3民生費は24億9,294万3,656円となりました。非課税世帯等臨時特別給付金事業、価格高騰緊急支援給付金事業、高齢者福祉事業、障害者支援事業、児童福祉支援事業、そして子育て世帯への臨時特別給付金事業などが主なもので、これは歳出全体の26.5%と最大のウェートを占めています。

なお、児童福祉総務費の児童遊園整備工事で1,687万8,000円を次年度へ繰り越しております。

次に、款4衛生費7億6,732万5,052円ですが、病院事業会計及び簡易水道事業特別会計繰出金、各種予防健診事業、合併処理浄化槽、西臼杵広域行政事務組合負担金、健診委託料などが主なものです。

次に、款6農林水産業費は14億314万3,004円となりました。主なものは、道の駅レストラン、がまだせ市場及び地籍調査事業などの委託料、中山間地域等直接支払制度事業交付金、飼料及び肥料価格高騰緊急対策事業補助金、繁殖素牛改良更新促進対策事業補助金、畜産競争力強化整備事業補助金、農地防災事業、有害獣捕獲報奨金及び地方創生道整備推進交付金事業など

となっています。

また、農業水路等長寿命化防災減災事業費、小水力発電施設整備事業、地方創生道整備推進交付金事業、森林環境保全整備事業で1億6,694万1,316円を次年度へ繰り越しております。

続きまして、16ページの款7商工費4億2,749万9,311円の決算額ですが、新型コロナウイルス感染症対策の利子補給補助金、商工会補助金、商品券発行事業、観光地管理委託料、観光施設運営費並びに原油・原材料高対策利子補給金基金、宮崎再生支援特別貸付利子補給金基金、これらの積立て、そして、繰越事業の感染症対策営業時間短縮要請協力金が主なものとなっています。

次に、款8土木費は9億6,264万1,327円となりましたが、道路維持新設改良費、都市再生整備計画事業、下水道事業会計への繰出金並びに繰越事業の道路新設改良事業、都市再生整備計画事業、河川改良自然災害防止工事などが主なものとなっています。

なお、道路維持社会資本整備総合交付金事業、地方創生道整備推進交付金事業、河川総務、自然災害防止事業、都市再生整備計画事業など、そして、九州中央自動車道関連事業などで3億302万6,063円を次年度へ繰り越しております。

次に、款9消防費は3億1,639万3,376円となりました。これは、消防団員の活動費、宮崎県町村総合事務組合負担金、西臼杵広域行政事務組合負担金など、消防施設耐震性貯水槽設置費が主なものとなっています。そして、備品購入のため2,695万9,000円を次年度に繰り越しました。

次に、款10の教育費5億3,228万7,167円ですが、小中学校管理費、自治公民館運営費を含む社会教育費、体育施設管理委託料などが主なものとなっています。そして、学校関係施設の災害復旧及び改修工事などで934万4,610円を次年度に繰り越しました。

次に、18ページの款11災害復旧費1億8,531万9,085円ですが、農林水産業施設災害復旧費と公共土木施設災害復旧費となっています。

なお、農地農業用施設災害復旧費、林道施設災害復旧費、道路・橋梁・河川災害復旧で5億5,628万6,000円を次年度へ繰り越しました。

最後に、款12の公債費7億6,881万7,548円となり、前年度比1,527万1,232円、1.9%の減となっております。

以上、歳出総額は94億426万5,861円の決算額となりました。これは、前年度と比較しまして3億8,728万9,346円、4.0%の減となっております。また、予算に対する執行率は87.4%であります。

なお、次年度への予算繰越額は総額で10億7,943万4,989円となっています。

以上で、一般会計の決算説明を終わります。一般会計を閉じてください。

続きまして、特別会計の決算について御説明いたします。

議案集4、国民健康保険特別会計をお開きください。

それでは、議案第44号令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

6ページの歳入決算額から御説明いたします。

まず、款1国民健康保険税は2億6,922万558円の収入済額ですが、前年度と比較しますと498万7,516円、1.8%の減となっています。収納率は93.9%、収入未済額が1,550万2,748円で、収入の確保が課題となっています。

なお、不納欠損額202万6,014円は、法の規定に基づく欠損処理でございます。

次に、款4使用料及び手数料11万2,420円は保険税の督促手数料。

款6県支出金12億9,575万8,694円は、保険給付費等交付金となっています。

款8財産収入29万6,912円は、国民健康保険準備積立基金の利子。

款10繰入金1億7,154万7,322円は、一般会計からの繰入金となっています。

款11繰越金2,558万6,043円は、前年度繰越金。

款12諸収入271万1,824円は、延滞金、第三者納付金、雇用保険等個人負担金などが主なものとなっています。

次のページをお開きください。

歳入総額17億6,523万3,773円の決算額となり、調定額に対し収入済額の割合は99.0%でございます。

続きまして、10ページから歳出決算額について御説明いたします。

まず、款1総務費4,166万6,992円は、職員の人件費及び事務費が主なものです。

次に、款2保険給付費12億2,281万8,844円ですが、前年度と比較しますと9,702万2,667円、率にして7.4%の減となっています。

款3国民健康保険事業費納付金4億831万4,863円は、一般被保険者医療費分、医療費、医療給付費分、そして後期高齢者支援金等、また、介護納付金分として県に納付するものとなっています。

款5保健事業費5,245万5,890円は、特定健康診査等事業費及び保健センターの運営費などとなっています。

続きまして、12ページの款6基金積立金29万6,912円は、国民健康保険準備積立基金への積立て。

款8諸支出金816万3,001円は、国保税の還付金、保険給付費等交付金精算に伴う償還金、病院事業会計への繰出金などが主なものとなっています。

以上、歳出総額17億3,371万6,502円の決算額となり、執行率は97.2%となっています。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わります。国民健康保険特別会計をお閉じください。

続きまして、議案集5、簡易水道事業特別会計をお開きください。

それでは、議案第45号令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

6ページの歳入決算額から御説明いたします。

まず、款1使用料及び手数料6,156万3,505円の収入済額ですが、町内26の簡易水道組合の使用料収入となっています。

次に、款4財産収入18万8,663円は簡易水道積立基金の利子、款5繰入金1,841万3,000円は一般会計からの繰入金、款6繰越金424万4,507円は前年度繰越金、款7諸収入19万9,729円は雇用保険等個人負担金となっています。

款9分担金及び負担金23万7,600円は、給水負担金です。

以上、歳入総額8,484万7,004円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は98.3%でございます。

続きまして、8ページの歳出決算額でございます。

款1衛生費7,457万2,797円ですが、簡易水道会計の事務費及び簡易水道組合の維持管理費となっています。

歳出総額も同額の決算額となり、執行率は87.8%となっています。

以上で、簡易水道事業特別会計決算の説明を終わります。簡易水道事業特別会計を閉じてください。

続きまして、議案集6、下水道事業特別会計をお開きください。

それでは、議案第46号令和4年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

6ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款1の分担金及び負担金247万100円は受益者負担金となっています。

次に、款2国庫支出金100万円は公共下水道事業補助金。

款5繰入金1億8,420万5,757円は、一般会計及び減債基金からの繰入金。

款6繰越金1,350万1,032円は、繰越事業費充当財源を含む前年度からの繰越金。

款8町債1,270万円は、下水道債です。

款9使用料及び手数料7,133万7,215円は下水道使用料が主なもので、収納率は

89.8%、収入未済額が809万4,039円となっており、収入の確保が急務となっています。
次のページをお開きください。

歳入総額2億8,521万4,104円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は97.2%でございます。

続きまして、10ページの歳出決算額について御説明いたします。

最初に、款1総務費2,603万8,053円は、人件費などの事務費が主なものです。

次に、款2土木費2,095万4,674円は、下水道施設監視システム更新業務委託費が主なものです。

次に、款3公債費9,706万832円は、施設整備に伴う下水道事業債の償還金です。今後とも、この償還金の財政負担が本会計の大きなウエートを占めてくるものと思われま

す。最後に、款5施設費4,324万7,590円は、浄化センター及び下水道施設の維持管理費が主なものです。

以上、歳出総額1億8,730万1,149円の決算額となり、執行率は65.1%でした。

なお、歳入歳出の差額9,791万2,955円は、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴いまして、同法の規定による特別会計へ引き継ぎました。

以上で、下水道事業特別会計の説明を終わります。下水道事業特別会計を閉じてください。

続きまして、議案集7、西臼杵地域介護認定審査会特別会計をお開きください。

それでは、議案第47号令和4年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

6ページの歳入決算額から説明いたします。

本会計は、効率的かつ公平な介護認定審査業務を行うため、西臼杵3町で制定した共同設置規約に基づく特別会計です。

まず、款1分担金及び負担金1,276万4,000円ですが、西臼杵3町で負担されたものです。

次に、款5繰越金67万8,911円は前年度繰越金です。

以上、歳入総額1,344万2,911円の決算額となり、収納率は100%となっています。

続きまして、8ページの歳出決算額について御説明いたします。

款1介護認定審査会費1,277万6,108円ですが、月に3回行う認定審査会及び事務局の経費で、歳出総額も同額の決算額となっており、執行率は95.1%でございます。

以上で、西臼杵地域介護認定審査会特別会計決算の説明を終わります。介護認定審査会会計を閉じてください。

続きまして、議案集8、介護保険特別会計をお開きください。

それでは、議案第48号令和4年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

なお、本会計は、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の2つに分けて経理されています。

最初に、8ページの保険事業勘定の歳入決算額から説明いたします。

まず、款1保険料2億4,934万4,890円は、特別徴収と普通徴収の介護保険料で、収納率は97.4%、収入未済額675万7,055円となっています。

なお、不納欠損額2万3,900円は、法の規定に基づきます欠損処理でございます。

次に、款2分担金及び負担金286万8,900円は、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費負担金。

款3使用料及び手数料2万7,610円は、介護保険料の督促手数料です。

次に、款4国庫支出金4億1,809万6,411円、款5支払基金交付金3億7,362万4,948円、款6県支出金2億2,020万2,975円は、それぞれ介護給付・介護予防事業に伴う補助金、交付金となっています。

款7財産収入39万7,429円は、介護給付費準備基金の利子です。

款9繰入金2億4,425万9,955円は、一般会計繰入金、介護サービス事業勘定等繰入金となっています。

10ページに移りまして、款10繰越金5,357万5,283円は、前年度繰越金、款12諸収入8,129円の雑入となっています。

以上、歳入総額15億6,240万6,530円の決算額となり、99.6%の収納率となっています。

続きまして、12ページからの歳出決算額について御説明いたします。

まず、款1総務費3,010万2,306円は、人件費、認定審査会経費、介護保険会計運営費などとなっています。

次に、款2保険給付費13億2,411万5,456円は、居宅施設サービス、介護予防サービス事業などの経費となっています。

款4地域支援事業費1億1,227万1,025円は、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、介護予防生活支援サービス事業などの経費となっています。

款6基金積立金39万7,429円は、介護給付費準備基金への積立金となっています。

14ページに移りまして、款9諸支出金2,484万2,127円ですが、過年度分の精算に伴う国などへの払戻金並びに介護サービス事業勘定などへの繰出金となっています。

以上、歳出総額14億9,172万8,343円の決算額となり、執行率は95.3%となりました。

続いて、令和4年度の介護サービス勘定です。62ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款1サービス収入733万6,390円の収入済額ですが、介護予防支援サービス計画などに伴う収入となっています。

次に、款8繰入金550万円は保険事業勘定からの繰入金。

款9繰越金35万5,135円は、前年度繰越金。

款11諸収入27万223円は、雇用保険等個人負担金となっています。

以上、歳入総額1,346万1,748円の決算額となり、収納率は100%となっています。

続きまして、64ページの歳出決算額について説明いたします。

まず、款1総務費678万1,880円は人件費などの事務費となっています。

次に、款2サービス事業費575万6,423円は居宅介護支援サービス計画作成などの費用です。

款7諸支出金35万5,135円は、介護保険事業勘定への繰出金となっています。

以上、歳出総額1,289万3,438円の決算額となり、執行率は92.4%となりました。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わります。介護保険特別会計をお閉じください。

続きまして、議案集9、後期高齢者医療特別会計をお開きください。

最後に、議案第49号令和4年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

6ページからの歳入決算額について御説明いたします。

まず、款1後期高齢者医療保険料1億2,149万1,800円は、特別徴収と普通徴収の保険料で、収納率は99.5%、収入未済額66万1,340円となっています。

次に、使用料及び手数料1万6,720円は保険料の督促手数料。

款4繰入金5,929万1,262円は、事務費及び保険基盤安定のための一般会計からの繰入金。

款5繰越金170万9,700円は、前年度繰越金。

款6諸収入555万3,960円は、保険料還付金及び宮崎県広域連合からの受託事業収入金となっています。

以上、歳入総額1億8,806万3,442円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は99.6%でございます。

続きまして、8ページの歳出決算額について御説明いたします。

まず、款1総務費647万2,455円ですが、電算システム・健診委託料が主なものとなっています。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金1億7,910万2,362円は、宮崎県広域連合に

対する負担金です。

続いて、款3諸支出金1万4,600円ですが、保険料の還付金です。

以上、歳出総額1億8,558万9,417円の決算額となり、執行率は98.5%となりました。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わります。

ここまで、令和4年度の一般会計及び6件の特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明申し上げましたが、財政健全化判断比率は4指標ともに早期健全化基準を下回り、本町の財政が健全な水準となっており、適正な運営がなされているものと判断いたしております。

また、地方自治法施行令第166条の規定に基づき、それぞれの会計ごとに歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書も併せて御提案しておりますので、御審議の上それぞれ認定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第50号について、病院事務長。

○病院事務長（綾 浩樹事務長） 病院事業会計の議案第50号について御説明申し上げます。

10の病院事業を御覧ください。決算書の3ページからお願いいたします。

本議案は、令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、地方公営企業法の規定に基づき議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、令和4年度の決算状況について御説明いたします。

決算書の4ページ、5ページをお開きください。

この決算報告書につきましては、仮受け、仮払い、消費税込みの決算となっております。

まず、収益的収入及び支出であります。収入決算額は24億710万7,369円となり、内訳は、医業収益が19億7,882万293円、医業外収益が4億2,828万7,076円となっております。

また、支出では、支出決算額が23億8,233万2,882円となり、内訳は医業費用が22億3,646万797円、医業外費用が1億4,565万1,085円、特別損失が2万1,000円となっております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入決算額は1億4,187万4,000円で、その内訳といたしましては、一般会計から病院事業の建設改良による経費に対する基準繰入れのうち、負担金として繰り入れた1億3,589万5,000円と、調整交付金分で医療機器購入に係る国庫補助金を一般会計から繰入金として受け入れた275万円と、補助金の322万9,000円です。

次に、支出決算額は2億3,896万9,175円となり、内訳としましては、建設改良費7,175万8,694円、企業債償還金1億6,121万481円、貸付金として、医師及び薬

剤師修学資金の600万円となっております。

なお、資本的収入額から資本的支出額を差し引きました9,709万5,175円の不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填したところであります。

次に、7ページの損益計算書について御説明いたします。

この損益計算書は、4ページ、5ページの収益的収支の決算額から消費税抜きで計上したものであり、令和4年度の1年間の経営状況を表したものでございます。

まず、1の医業収益であります。1の入院収益、2の外来収益、3のその他医業収益を合わせました総額は19億7,311万1,527円であります。それに対しまして2の医業費用は、1の給与費から6の研究研修費までを合わせまして21億6,252万4,739円となり、医業収益から医業費用を差し引きました医業損失は1億8,941万3,212円となりました。

次に、3の医業外収益であります。1の受取利息配当金から8のその他医業外収益までを合わせました総額は4億2,728万4,243円となりました。

4の医業外費用は、1の支払利息及び企業債取扱諸費から7の雑出までを合わせまして1億4,519万7,683円となりましたので、医業外収益から医業外費用を差し引きました医業外利益は2億8,208万6,560円で、医業損失から医業外利益を差し引きました経常利益は9,267万3,348円となり、経常利益額と特別損失額とを合わせた9,245万2,348円が当年度純利益額となりました。

したがって、前年度繰越利益剰余金6億9,421万3,274円と当年度純利益額9,245万2,348円を合わせた額が、当年度繰越利益剰余金7億8,666万5,622円となるものです。

次に、8ページ、9ページの剰余金計算書についてであります。

昨年度、議会の議決による積立額処分後残高は、資本金7億993万130円、資本剰余金合計額は2億8,294万7,269円、利益剰余金合計額は8億8,533万8,777円で、資本合計額は18億7,821万6,176円となっております。

本年度は、当年度純利益額9,245万2,348円と前年度繰越利益剰余金6億9,421万3,274円とを合わせた7億8,666万5,622円が当年度未処分利益剰余金となりまして、資本金、資本剰余金合計額、利益剰余金合計額を合わせた当年度末の資本合計額は19億7,066万8,524円となるものです。

次に、10ページの剰余金処分計算書(案)についてであります。先ほど御説明しましたとおり、当年度未処分利益剰余金は7億8,666万5,622円で、減債積立金、建設改良積立金の取崩しをしていないことから、そのまま翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

次に、12ページ、13ページの貸借対照表について御説明いたします。

まず、資産の部において、(1)の有形固定資産の内訳は、(イ)の土地から(ト)の建設仮勘定までを合わせた有形固定資産合計額は28億5,723万3,150円となりました。(2)の無形固定資産としましては、電話加入権37万7,751円を計上しております。また、(3)の投資その他の資産としまして7,159万6,603円となっております。

有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合わせた固定資産合計額は29億2,920万7,504円となり、現金預金及び未収金貸倒引当金、貯蔵品の流動資産の合計は9億6,039万1,745円となり、資産合計は38億8,959万9,249円となるものです。

次に、13ページの負債、資本の部であります。建設改良の財源に充てるため企業債とリース債務を合わせまして固定負債合計が7億8,200万8,372円、流動負債(1)の企業債から(6)の法定福利費引当金までを合わせました流動負債合計が3億7,010万8,299円、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた繰延収益合計額は7億6,681万4,054円となり、固定負債合計額、流動負債合計額及び繰延収益合計額を合わせた負債合計額は19億1,893万725円となりました。

資本金は、自己資本金が7億993万130円となります。

剰余金は、資本剰余金のうち、その他資本剰余金が2億8,294万7,269円となります。

利益剰余金合計額は9億7,779万1,125円となっております。内訳は、減債積立金が7,401万8,900円、建設改良積立金が1億1,710万6,603円、当年度未処分利益剰余金が7億8,666万5,622円であります。

また、資本剰余金合計2億8,294万7,269円と利益剰余金合計9億7,779万1,125円を合わせました剰余金合計は12億6,073万8,394円であり、資本金と剰余金合計を合わせた資本合計は19億7,066万8,524円となりまして、9ページの剰余金計算書の資本合計の当年度末残高と同額となるものであります。

また、負債と資本の合計額が38億8,959万9,249円となりまして、12ページの資産合計と同額となるものであります。

以上、令和4年度の高千穂町国民健康保険病院事業決算について説明をいたしました。

なお、決算附属書類を15ページ以降に添付しておりますので、併せて御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(坂本 弘明議員) ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時01分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、議案第51号について、上下水道課長。

○上下水道課長（湯川 哲課長） それでは、上下水道課所管の決算議案1件について御説明いたします。

議案第51号令和4年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてですが、11番の議案集、水道事業を御覧ください。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和4年度高千穂町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、別紙、監査意見の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

初めに、決算の概要について御説明いたします。4ページ、5ページの決算報告書を御覧ください。

なお、地方公営企業法により、決算報告書は消費税込み、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表の財務諸表につきましては、消費税抜きの金額となっておりますので御了承ください。

では、収益的収入及び支出につきまして、収入、第1款水道事業収益、決算額は1億3,840万9,774円。内訳は、営業収益1億3,399万5,315円。主なものは水道使用料であります。営業外収益441万4,459円。主なものは長期前受金戻入などであります。

支出、第1款水道事業費用、決算額は1億3,066万8,399円。内訳は、営業費用1億2,009万3,068円。主なものは、人件費、運転費用などとなっております。営業外費用1,057万5,331円。主なものは、起債償還利息、消費税となっております。特別損失、予備費はゼロ円となっております。

次に、資本的収入及び支出につきまして、収入、第1款資本的収入、決算額は198万1,000円。内訳は、補助金198万1,000円、国庫補助金であります。そのほかにつきましてはゼロ円であります。

支出、第1款資本的支出、決算額は2,410万5,409円。内訳は、建設改良費1,044万9,516円。主なものは、災害復旧工事などであります。企業債償還金1,365万5,893円、負担金、予備費はゼロであります。

資本的収入が資本的支出に不足する額2,212万4,409円は、消費税資本的収支調整額94万9,956円と、損益勘定留保資金2,117万4,453円で固定しております。

次に、7ページの損益計算書であります。1、営業収益1億2,193万848円から2、営業費用1億1,706万8,171円を差し引いた営業利益は486万2,677円であります。この額に3、営業外収益441万477円を加え、営業外費用258万7,031円を差し引いた計上利益は668万6,123円であります。

令和4年度は、5、特別損失の計上がないため、当年度準利益は同額の668万6,123円です。この額に、前年度繰越利益剰余金1億3,256万6,725円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は1億3,925万2,848円です。

次に、8ページ、9ページの剰余金計算書ですが、当年度変動額は、当年度純利益668万6,123円のみで、これを繰越未処分利益剰余金に加え、当年度未処分利益剰余金は1億3,925万2,848円です。

次に、11ページ、剰余金処分計算書（案）ですが、資本金、資本剰余金についての処分案はございません。

未処分利益剰余金につきまして、当年度末残高1億3,925万2,848円から、減債積立金へ33万4,000円、建設改良積立金へ635万2,000円、合計しまして668万6,000円を積立処分し、処分後の残高を1億3,256万6,848円を繰越利益剰余金とすることを提案するものであります。

剰余金計算書、事業報告書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、その他資料につきましては、決算書を御覧ください。

以上が、令和4年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の内容であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、監査委員から決算審査結果の報告を求めます。登壇願います。

○監査委員（中尾 清美監査委員） それでは、今までに説明のありました一般会計、特別会計、企業会計の決算につきまして、議案第43号令和4年度高千穂町一般会計歳入歳出決算から議案第51号水道事業会計までの審査の経緯と結果につきまして御報告いたします。

町長から審査に付されました一般会計、特別会計の決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書など、企業会計につきましては、決算報告書、損益計算書、貸借対象表の決算状況について、また、各課・施設より提出されました決算説明書及び附属資料を照合しながら、全会計を7月12日から24日までのうち7日間、富高健一郎監査委員と審査を実施したところでございます。

その結果、各会計とも係数等に誤りはなく、決算は正確であることを確認いたしました。

なお、決算内容につきましては、先ほど会計管理者、関係課長、施設長より報告がありましたので省略させていただき、監査委員としての留意事項について申し上げます。

まず、一般会計の財政運営状況ですが、歳入で、自主財源の町税は、コロナ禍の中で昨年と同様に減収も懸念されましたが、国のコロナ感染対策において3年度に飲食業・観光業などの事業所へ交付された支援金が、4年度の個人所得に算入されたことにより、法人税と合わせて1,811万4,000円の増、また、一般となる地方交付税も1億52万8,000円の増収と

なっておりますが、コロナウイルス感染対策関連事業に伴う国・県の支出金が減となり、全体で3億8,036万2,000円の減となっております。

一方、歳出では、令和4年度に予算化された事業が昨年の台風14号災害により事業課は災害復旧に業務を費やされ、災害復旧を除く予算執行率が81.35%で、繰越明許費も10億7,943万5,000円と予算額の10%を繰り越す結果となっております。

今後、災害復旧事業を除く事業が繰越事業の常態化とならないよう計画的に執行し、解消に努めていただきたいと思います。

なお、歳入歳出の形式収支では、4億1,702万1,000円の黒字、実質収支でも2億6,132万2,000円の黒字決算となっておりますが、実質単年度収支については、台風被害による国庫支出金の把握が困難なことに加え、コロナ感染症の収束状況が不明で予算執行が困難となり、専決処分でも減額措置を行わずに財政調整基金の多額の基金を取崩しで対応したことから、一旦黒字となった3年度から再び赤字となっております。

自主財源の乏しい本町におきましては、財源確保に努力されていますが、今後も続く、病院、一部事務組合への財政支援、教育施設等の建て替え、老朽化した公共インフラの更新等、新たな社会資本の整備を控え、多くの課題も山積しており、財政需要も拡大していく中で、人口減に伴う地方交付税の減額が見込まれることから、財政運営は厳しくなると考えます。

今後も引き続き自主財源の確保と長期的視野に立って、選択と集中により優先順位を決めて計画的な財政運営を望むものであります。

次に、特別会計の決算であります。各会計とも健全財政の運営に努めており、下水道事業は令和5年度から公営企業へ移行して事業を運営されており、今後も整備地区内の維持管理と全世帯が接続されるよう加入率の向上に努めていただきたいと思います。

次に、一般会計、特別会計の収入未済額につきましては年々減少してきており、各関係各課も努力されていますが、次年度に繰り越す不用額が一般会計において2億7,032万5,000円と、災害やコロナ対策などの影響で前年度に引き続き多額となり厳しい状況ではあると思われませんが、不用額は次年度の予算に影響を及ぼすこともあることから計画的な執行で不用額が減となるようにお願いします。

次に、地方債であります。4年度の借入額は、災害等の繰越事業により借入れが減り、地方債残高も減少しております。今後、多くの事業を抱え、地方債の借入れも増加すると思われしますので、借入額や有利な地方債について関係各課と調整を行い、地方債の有効活用をお願いいたします。

次に、病院事業であります。令和4年度も当年度準利益9,245万2,000円となっており、コロナ感染対策による国の補助金等で一時的に前年度に引き続き黒字決算となり、診療状況も回

復しつつありますが、コロナ感染が今も続いており、従事者は大変な状況にあると思われま

す。医師については、慢性的な常勤医師不足が続き、経営の厳しい状況は今後も続くと思われ、本町においては、今後、病院の統合・再編を進める中で、急性期病院の一般病院の業務を担うことから、外科の常勤医師不足は救急医療体制にも影響を与えるため、西臼杵郡一部事務組合の病院として、医療体制の充実、医師不足の解消、赤字体質からの脱却を図りながら、救急病院としての役割を果たし、質の高い医療提供に努められますよう要望いたします。

次に、水道事業会計につきましても黒字決算となっておりますが、給水人口の減少は続くと考えられます。これにより給水収益の増は厳しくなり、費用では既存施設の耐震化、老朽化対策などを含む施設の更新等の事業もあり、厳しい経営状況になることが予想されますので、経費の節減に努めていただき、安全で安心な水の供給と健全財政の運営に努められますよう要望いたします。

次に、令和4年度の財政健全化であります。先ほど町長より説明のありましたとおり、財政健全化判断比率は基準内であり、公営企業に係る資金不足も生じていないことを確認いたしました。

以上、御報告申し上げましたが、審査の結果、意見等につきましては、お手元のタブレットの御意見書を御覧いただきますようお願い申し上げまして、審査の結果報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、決算議案以外の説明を求めます。

議案第52号について、総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 総務課所管条例改正議案1件につきまして御説明いたします。

議案集12、条例の3ページを御覧ください。

議案第52号、高千穂町長期継続契約に関する条例の一部改正についてであります。地方自治法第234条の3の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項を本条例で定めております。

現在、パソコンやプリンター、コピー機、電話機などの事務機器や公用車などの物品リース契約等で、複数年度にわたり契約を締結する場合の契約期間を5年以内と定めておりますが、物品の耐久性や性能が向上していることなどから、今回7年以内とし、最適な契約期間の設定が可能となるよう改正するものであります。

議案集の4ページを御覧ください。

条文中の第3条において、長期継続契約における契約期間を5年以内から7年以内に改め、公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明であります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第53号、第56号、第60号について、上下水道課長。

○上下水道課長（湯川 哲課長） それでは、上下水道課所管の議案3件について御説明いたします。

まず、条例改正議案1件についてであります。

議案第53号高千穂町上水道給水条例の一部改正についてであります。同じく12番の条例の議案集、5ページを御覧ください。

本案は、人口減少による料金収入の減少や、水道管や配水池などの水道施設の老朽化などの課題を抱えております水道事業につきまして、今後、施設の適切な更新や地震に備えた耐震化を図り、将来にわたり安心安全な水の供給を安定的に継続していくための財源としまして、今回、上水道料金の料金改定を上程するものであります。

料金改定を上程するに当たり、上水道事業ビジョン及び料金適正化計画において、将来の人口予測と料金収入を見通し、施設更新、耐震化に必要な費用、見込める補助金や起債等を算出し、今後の投資財政計画を立てた上で、様々なパターンの料金体系、改定率、将来世代の負担軽減等も考慮し、検討、シミュレートした結果、今回料金の平均改定率は29.43%。

料金体系につきましては、料金体系を変更することにより、小口の使用者、あるいは大口の使用者など、一部の利用者に負担が極端に偏ることを避けるため、現行と同じ基本料金と使用量に応じた重量料金及び使用料に応じて段階的に重量料金が増す通増型料金を維持した料金体系を提案しております。

新料金での徴収は、料金システム等の事務作業、上水道使用者への広報期間等を必要とするため、12月分として令和6年1月に請求する料金からを予定しております。詳細につきましては、議案集6ページからを御覧ください。

続きまして、補正議案2件であります。

初めに、議案第56号令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）ですが、13番の補正予算の議案集55ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入の組替えのみであります。

56、57ページの歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入につきまして、令和4年度決算歳入歳出差引残額から基金積立金を除いた額を令和5年度予算の財源に充て、伴って一般会計繰入金を減額するものであります。

繰入金は、他会計繰入金を344万3,000円減額し、補正後の額を2,229万8,000円に、繰越金は、前年度繰越金を344万3,000円増額し、補正後の額を344万4,000円とするものであります。詳細につきましては、59ページ以降に事項別明細書をつけておりますので御参照ください。

次に、議案第60号令和5年度高千穂町下水道事業会計補正予算（第1号）ですが、同

じく13番の議案集127ページを御覧ください。

補正の主な理由は、下水道区域内の家屋の新築増に伴う下水道公共ます等設置工事費の増、令和4年度決算に伴う減価償却費未払金等の修正であります。

今回の補正は、第2条のとおり、収益的収入及び支出の収入について、下水道事業収益の営業外収益を82万7,000円増額し、補正後の下水道事業収益の総額を2億3,448万4,000円に、支出につきまして、下水道事業費用の営業費用76万6,000円を増額し、営業外費用6万2,000円を増額、補正後の下水道事業費用の総額を2億2,765万2,000円とするものであります。

また、第3条のとおり、資本的収入及び支出の収入につきまして、資本的収入の負担金等を70万4,000円増額し、他会計出資金を329万6,000円増額、補正後の資本的収入の総額を5,628万5,000円に、支出につきまして、資本的支出の建設改良費400万円を増額し、補正後の資本的支出の総額を1億1,997万8,000円とするものであります。

また、令和4年度決算に伴い、4月1日時点での未収金及び未払金の額が確定したことから、第4条のとおり未収金及び未払金の額を改めるものであります。

また、第5条のとおり他会計からの補助金について、令和4年度借入起債の利子額決定に伴い6万2,000円を増額し、9,367万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、128ページ以降に、実施計画書、予定キャッシュフロー、予定貸借対照表等を添付しておりますので御参照ください。

以上、上下水道課所管の議案3件につきまして御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第54号について、財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） それでは、財政課所管の議案第54号令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案集13、補正予算をお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,215万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を107億3,020万6,000円とし、第2条の債務負担行為で571万6,000円を追加し、第3条で地方債1億5,785万4,000円の追加及び変更を行うものであります。

それでは、7ページをお開きください。

まず、歳入ですが、地方特例交付金64万9,000円の増は、減収補填特例交付金です。

地方交付税6,453万4,000円の増は、普通交付税の増によるものです。

分担金及び交付金1,072万円の増は、災害復旧事業の分担金等です。

国庫支出金1億2,239万5,000円の増は、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事

業補助金5,166万円、社会資本総合整備交付金6,057万円等となっております。

県支出金9,899万9,000円の増は、青年就農給付金事業補助金150万円、農林水産業施設災害復旧費補助金1億509万6,000円等となっております。

繰入金1億2,190万7,000円の増は、財源調整のための財政調整基金繰入金4,995万4,000円及び地方創生基金繰入金7,632万1,000円等となっております。

繰越金4,132万2,000円の増は、前年度繰越金による増です。

諸収入377万4,000円の増は、過年度精算金等によるものです。

町債1億5,785万4,000円の増は、道路橋梁整備事業債6,700万、農地農業用施設災害復旧事業債6,850万円等によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。8ページを御覧ください。

最初に、議会費30万円の増は、九州中央道整備促進西臼杵議会特別委員会分となっております。

総務費は1,214万9,000円の増です。庁舎維持補修費292万1,000円、コンピューター運用管理費264万円、企画費230万2,000円が主なものとなっております。

民生費は2,952万3,000円の増です。医療・介護・福祉空間整備等補助金773万円、国・県補助金償還金625万円、子ども子育て支援事業計画ニーズ調査218万9,000円等を計上しております。

衛生費は281万7,000円の増です。災害廃棄物処分委託料90万円、不妊治療助成金300万円等となっております。

農林水産業費は3,959万6,000円の増です。新規就農総合支援事業150万円、農地農業用施設災害自力復旧補助金1,000万円等となっております。

商工費は1億2,802万5,000円の増です。観光用駐車場整備工事1億2,274万3,000円、観光施設維持補修461万4,000円、高千穂・阿蘇・別府周遊アンバサダーキャンペーン事業100万円等となっております。

土木費は1億9,262万7,000円の増ですが、道路維持費5,700万円、道路新設改良費6,202万円、まちづくり事業費4,350万円、九州中央自動車道関連事業費1,303万4,000円、住宅管理費843万3,000円等となっております。

消防費121万7,000円の増は、防火水槽廃止工事が主なものです。

教育費1,457万5,000円の増は、高千穂小通学路階段測量設計委託料500万3,000円、給食用特別栽培米試験導入費114万4,000円、その他学校施設等の維持補修費等が主なものです。

災害復旧費は、2億132万5,000円の増です。

9ページにかけまして、農地46件、農業用施設10件、林業施設2路線3か所分の災害対策費を計上しております。

議案集の13ページ以降に歳入歳出予算の事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上で、財政課所管議案の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第55号、第59号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 福祉保険課所管の補正予算議案2件につきまして御説明いたします。

議案集13、補正予算の41ページを御覧ください。

議案第55号令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,269万4,000円を増額して、補正後の総額を歳入歳出それぞれ18億5,275万8,000円とするものであります。

まず、42ページ、歳入からですが、国庫支出金5万円の増につきましては、出産育児一時金が50万円になったことによる国からの臨時補助金であります。

県支出金62万7,000円の増につきましては、システム改修に係る県からの特別調整交付金であります。

繰入金50万の増につきましては、出産育児一時金の増額に係る繰入金であります。

繰越金3,151万7,000円の増につきましては、令和4年度からの繰越金であります。

次に、43ページ、歳出であります。総務費62万7,000円の増は、制度改正に伴うシステム改修委託料であります。

保険給付費80万円の増につきましては、出産育児一時金増額による負担金であります。

保健事業費21万円の増は、健診希望調査に係る通信運搬費であります。

予備費3,105万7,000円の増については、繰越金の他支出への充当後の残高であります。

45ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、同じく補正予算の113ページを御覧ください。

議案第59号令和5年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万5,000円を増額して、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億9,949万6,000円とするものであります。

まず、114ページ、歳入からですが、繰越金147万5,000円の増につきましては、令和4年度からの繰越金であります。

次に、115ページ、歳出であります。予備費147万5,000円の増につきましては、令和4年度からの繰越金分であります。

117ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、福祉保険課所管の補正予算議案2件につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第57号、第58号について、保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（興枙 晶彦所長） それでは、保健福祉総合センター所管の補正予算議案2件につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案第57号令和5年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案集は13の補正予算の67ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出の総額にそれぞれ2万2,000円を追加し、補正後の総額を817万円とするものであります。

まず、68ページの歳入につきまして、令和4年度決算に伴う余剰金を繰越金に66万5,000円を追加したことにより、西臼杵3町からの分担金及び負担金を64万3,000円減額し、2万2,000円の増額となっております。

次いで、69ページの歳出ですが、介護認定審査会費の2万2,000円の増は、事務局費の旅費の増額によるものです。

71ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、御参照ください。

次に、議案第58号令和5年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案集は同補正予算の83ページからになります。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,792万5,000円を追加し、補正後の予算総額を15億1,866万円とするものであります。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ56万9,000円を追加し、補正後の予算総額を1,531万2,000円とするものであります。

補正の内容について御説明いたします。

まず、事業勘定ですが、84ページの歳入の国庫支出金が77万1,000円の減で、こちらは地域支援事業交付金の減額が主なものであります。

次に、支払交付金84万2,000円の増は、過年度分の追加交付金が主なものであります。

県支出金79万7,000円の増は、過年度分の負担金の増が主なもので、前年度の精算に伴う追加交付であります。

また、繰入金138万円の増ですが、さきの議会で御承認頂きました高額介護サービス費等支払資金貸付基金廃止に伴う基金の繰入と一般会計からの繰入金、決算に伴うサービス勘定からの繰入金が主なものであります。

次に、繰越金が4,567万7,000円の増で、前年度決算によるものであります。

続きまして、85ページの歳出ですが、総務費が28万5,000円の減額で、主に介護認定審査会負担金の減額に伴うものであります。

次に、保険給付費130万円の増は、福祉用具購入、住宅改修費用等の償還払いに係る増額であります。

次に、地域支援事業費464万1,000円の減額は、人件費の減が主なものであります。

基金積立金100万円の増は、介護給付費準備基金積立金であります。

次に、予備費3,590万9,000円の増は、決算に伴う余剰金の国への償還金、基金積立て、それと例年の決算状況を基にした調整であります。

諸支出金が1,464万2,000円の増で、給付費の確定精算に伴う国への償還金の追加と一般会計への繰出金の計上であります。

84ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

続きまして、100ページからの介護サービス事業勘定であります。歳入として、繰越金が56万9,000円の増で、決算に伴います余剰金を繰越金として計上したものであり、101ページの歳出では、同額を保険事業勘定に繰り出すものであります。

103ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にして御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、保健福祉総合センターの補正予算議案2件についての説明を終わらせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第61号について、病院事務長。

○病院事務長（綾 浩樹事務長） 議案第61号令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

13の補正予算議案集の139ページをお開きください。

今回の補正は、第2条で、予算第3条に定めた収益的収支のうち支出の第1項医業費用を179万3,000円増額し、病院事業費用の総額を24億5,631万円にするものであります。内訳につきましては、140ページの予算実施計画補正で御説明いたします。

収益的支出のうち、病院事業費用の医業費用の経費として、保険料39万3,000円と負担金補助及び交付金140万円を増額するものであります。

141ページ以降に、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので、

併せて御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第62号について、総合政策課長。

○総合政策課長（戸高 雄司課長） それでは、総合政策課所管、議案第62号辺地総合整備計画の一部変更について御説明申し上げます。

議案集14、計画変更の3ページからになります。

今回の変更は、上岩戸辺地に係る総合整備計画に水路を追加するものであります。

4ページ、5ページを御覧ください。

上岩戸辺地に係る総合整備計画書の2、公共的施設の整備を必要とする事情に、河川部の本事業、農村地域防災減災事業は現在整備中の農業用用水路であり、事業が完了すれば、農業の振興だけでなく、当辺地内の土地改良区が管理する用水路の維持管理費節減や、災害時における防災面においても効果が期待される整備が必要である旨を追加するものであります。

また、3、公共施設の整備計画に、下線部の施設名、水路、事業主体名、高千穂町、事業費1億5,640万円を追加し、特定財源が1億4,029万円、一般財源が1,611万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が1,600万円であります。

内訳につきましては、農村地域防災減災事業、今藤地区水路延長894.8メートル、事業費7,060万円、同じく農村地域防災減災事業、西の内地区水路延長689.1メートル、事業費8,580万円であります。

事業期間といたしましては、令和5年度、令和6年度とし、令和6年度完了予定であります。

以上、議案第62号の提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（坂本 弘明議員） なお、報告第3号、第4号及び人事案件、議案第63号、第64号につきましては、町長の説明のとおりでありますので、関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第5、報告第3号から日程第28、議案第64号までの報告議案合計24件について説明が終わりました。

ただいま説明が終わりました報告及び議案第63号、第64号を除く議案に対する質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

ここで、議案第63号、第64号の熟読のため、午後2時10分まで休憩します。

午後2時02分休憩

.....
午後2時10分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第27、議案第63号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、議案第63号については討論を省略して採決することに決定しました。

これから議案第63号を採決します。本案の採決は無記名投票で行います。

議場出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂本 弘明議員） ただいまの議長を除く出席議員数は11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、議席番号12番、富高健一郎議員、議席番号13番、富高友子議員、議席番号14番、佐藤定信議員の3名を指名します。

念のため申し上げます。本案について、賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなすことになっておりますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（坂本 弘明議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番、藤田利廣議員から議席番号順に順次投票を願います。

〔議員投票〕

.....

1 番 藤田 利廣議員 2 番 田中 義了議員
3 番 佐藤さつき議員 5 番 板倉 哲男議員
6 番 磯貝 助夫議員 7 番 本願 和茂議員
8 番 中島 早苗議員 9 番 馬原 英治議員
1 1 番 工藤 博志議員 1 2 番 富高健一郎議員
1 3 番 富高 友子議員 1 4 番 佐藤 定信議員

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。富高健一郎議員、富高友子議員、佐藤定信議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（坂本 弘明議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数 1 1 票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しています。有効投票 1 1 票です。

以上のとおり、賛成全員であります。したがって、議案第 6 3 号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意については同意することに決定しました。

次に、日程第 2 8、議案第 6 4 号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 4 号については討論を省略して採決することに決定しました。

これから議案第 6 4 号を採決します。本案の採決は無記名投票で行います。

議場出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂本 弘明議員） ただいまの議長を除く出席議員数は 1 1 名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に、議席番号 1 番、

藤田利廣議員、議席番号2番、田中義了議員、議席番号3番、佐藤さつき議員の3名を指名します。

念のため申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなすことになっておりますので御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○議長（坂本 弘明議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（坂本 弘明議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番、藤田利廣議員から議席番号順に順次投票を願います。

[議員投票]

.....

1番 藤田 利廣議員	2番 田中 義了議員
3番 佐藤さつき議員	5番 板倉 哲男議員
6番 磯貝 助夫議員	7番 本願 和茂議員
8番 中島 早苗議員	9番 馬原 英治議員
11番 工藤 博志議員	12番 富高健一郎議員
13番 富高 友子議員	14番 佐藤 定信議員

.....

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。藤田利廣議員、田中義了議員、佐藤さつき議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（坂本 弘明議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数11票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しています。有効投票11票です。有効投票のうち、賛成11票、反対ゼロ票です。

以上のとおり、賛成全員であります。したがって、議案第64号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については同意することに決定しました。

議場出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後2時26分散会
